

指 名 停 止 措 置 の 概 要		
1 指名停止措置業者名及び住所		
指名停止措置業者名	住 所	業者番号
(有) 石井建設	茨城県常陸太田市和田町1029-2	2-001130
2 指名停止措置期間 平成28年8月19日 ～ 平成28年9月1日 (2週間)		
3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等		
4 事実概要 (有) 石井建設は、平成28年7月23日、常陸太田工事事務所発注の河川除草工事（常陸太田市国安町地内）において、安全管理措置の不適切により、肩掛式刈払機の刃が現場代理人に当たり、右膝関節挫創（全治6週間）の重傷を負う事故を生じさせた。		
5 指名停止理由 安全管理措置の不適切により、肩掛式刈払機の刃が現場代理人に当たり、右膝関節挫創（全治6週間）の重傷を負う事故を生じさせたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第2条第1項及び別表第1第8号（3）に該当する。		
〈指名停止措置要領別表第1〉		
措 置 要 件	期 間	
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)		
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内	
(1) ～ (2) 略		
(3) 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。	2週間以上1か月以内	
(4) 略		

問 い 合 わ せ 先
茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294—72—3111